

保険者の情報提供義務 (二)

鄭
燦
玉

目次

はじめに

第一章 日本法の現状と課題

第一節 旧法下における情報提供規制

第二節 二〇一四年改正保険業法における情報提供規制

第一款 W G 報告書

一 問題意識

二 報告書の提言と情報提供ルールの変化

第二款 二〇一四年保険業法における情報提供義務

一 概要

二 改正法令の限界

第三節 課題の提示（以上、一八七卷三号）

第二章 ドイツ法における情報提供規制

第一節 二〇〇七年保険契約法における情報提供義務

第一款 内容

一 当事者

二 情報提供の方法と時期（以上、本号）

三 情報提供事項

第二款 適用除外と情報受領の放棄

一 適用除外の対象

二 放棄の方式、内容および限界
第三款 その他

一 立証責任

二 保険契約期間中の情報提供

第二節 情報提供義務違反の効果

第一款 クーリング・オフ期間の起算点の繰下げ

一 情報提供義務違反とクーリング・オフ期間との関係

二 永久的クーリング・オフの権利の問題

第二款 損害賠償

一 賠償範囲に関する問題

二 因果関係の推定

三 クーリング・オフの権利との関係

第三章 日本法への示唆

第一節 契約法における保険者の情報提供義務

第二節 立法論および解釈論の提示

第一款 情報提供の方法

第二款 情報を提供すべき時期

第三款 情報提供事項

第四款 情報提供義務違反の効果

一 特段の救済策の検討

二 保険契約者側が被った損害への救済に関する理論構成
おわりに

第二章 ドイツ法における情報提供規制

序説

ドイツ保険法における情報提供規制は、従来、監督法の規定と契約法の規定とを結び付ける形で行われていた。すなわち、一九九二年第三次損害保険・生命保険指令に基づいて既存の約款・保険料率の事前認可制が廃止された際に、こ

これらの指令において保険者に課せられていた契約前に「消費者（に提供すべき）情報（Verbraucherinformation）」（以下、「消費者情報」という）を提供する義務が一九九四年保険監督法一〇a条（以下、「旧VAG一〇a条」という）および別表Dの新設により国内法化され、他方、この監督法上の情報提供義務に違反したことを前提に保険契約者側に一四日間のクーリング・オフの権利を認めるというルールが一九九四年保険契約法五a条（以下、「旧VVG五a条」という）により導入されたのである。⁽⁷¹⁾⁽⁷²⁾しかし、監督法においては、遅くとも契約締結前に情報を提供することが義務付けられているのに対し、契約法における情報提供義務に関する規律は証券モデル（保険者による承諾の意思表示、すなわち保険証券交付の時点で情報提供がされれば足りるとするモデル。詳細は、後述）の利用を可能にしている点で、両者の規制には矛盾が存在していた。また、保険者の情報提供義務を公法上の義務とすることに対しては、消費者情報に関する私法的規律を設けるべきとの主張がその立法当時から既に存在していた。⁽⁷³⁾さらに、旧VVG五a条は、消費者情報に関する契約法・私法上の規定の重要性を明らかにしており、旧VAG一〇a条に定める情報提供義務に私法的性質を付与しようとするものであると指摘するものもあった。⁽⁷⁴⁾保険者の情報提供義務が理論的には保険者と保険契約者との契約関係に基づく義務といべきであるにもかかわらず、同義務を保険監督法に規定することの違和感は当初から指摘されていたのである。⁽⁷⁵⁾

また、二〇〇一年、二〇〇五年には解約返戻金や剰余金配当に関する生命保険契約の不透明性を問題視する判決が出されており、保険契約の透明性への社会的要請が高まっていたという背景もあった。⁽⁷⁶⁾

その一方で、二〇〇四年には非対面販売（Fernabsatz）⁽⁷⁷⁾を適用対象とする情報提供義務が保険契約法に規定された。⁽⁷⁸⁾

この規定は、情報提供義務を私法上明文で規律したという意義は有していたものの、その適用が非対面販売の場合に限られるという限界も同時に内包していた。⁽⁷⁹⁾この改正後も、透明性の向上や保険者間の競争の促進のために、保険の販売形態を問うことなく情報提供義務を導入すべきであるとの主張が繰り返し返されてきた。

こうして、旧VAG一〇a条の規定と非対面販売に関する前記の規定とを合体させ、かつその内容等をさらに拡充さ

せた形で、新たな情報提供義務に関する規定が二〇〇七年改正保険契約法⁽⁸⁰⁾に設けられることとなった。

第一節 二〇〇七年保険契約法における情報提供義務

保険者の情報提供義務について定めた二〇〇七年ドイツ保険契約法七条の規定を次に掲げる。

ドイツ保険契約法七条（保険契約者への情報提供）

¹ 保険者は、保険契約者に対し、保険契約者が契約締結の意思表示（*Vertragsklärung*）⁽⁸¹⁾をする前の適時に、普通保険約款を含む契約条項及び第二項の規定に基づく法規命令の定める諸情報を、テキスト方式により、知らせなければならない。² 情報は、指定された通信手段に応じた方法により、明瞭、かつ、理解できるように、伝達しなければならない。³ 契約が、保険契約者の要求に基づき、電話により、又は保険契約者の契約締結の意思表示の前にテキスト方式による情報提供をすることができないその他の通信手段を利用して締結される場合には、契約締結の後に遅滞なく情報提供を追完しなければならない。前段の規定は、保険契約者が、契約締結の意思表示をする前に、書面による別段の意思表示により、情報の受領を明示的に放棄する場合について準用する。

² ¹ 連邦司法・消費者保護省（Bundesministerium der Justiz und für Verbraucherschutz）は、連邦財務省と協力し、連邦参議院の同意を要しない法規命令により、保険契約者に対する包括的な情報提供のために、次の各号に掲げる事項を定める権限を有する。

一 保険契約者に知らされるべき契約の細目。特に、保険者、提供される給付及び普通保険約款並びにクーリング・オフの権利の存在

二 生命保険の保険契約者に知らされるべきさらなる情報。特に、予想される給付、当該給付の確定及び算定に関

する情報、モデル計算に関する情報並びに保険料と差引勘定する場合における（訳者…保険料に算入されている費用として）契約締結費用、販売費用及び管理費用（Verwaltungskosten）に関する情報、そして、その他の費用に関する情報

三 疾病保険において知らされるべきさらなる情報。特に、保険料の推移及び形成並びに契約締結費用、販売費用及び管理費用に関する情報

四 保険者が電話により保険契約者と連絡をとったときに保険契約者に知らされるべき事項

五 情報提供の方法

² 第一文の規定に基づき、情報提供を定めるに当たっては、…（各種の関連EU指令）…の事項（指図）を遵守しなければならない。³ 第一文の規定に基づき、情報提供を定めるに当たっては、次の各号に掲げる事項を、更に遵守しなければならない。（各号における各種のEU指令省略⁽⁸²⁾）

3 第二項の規定に基づく法規命令は、保険者が契約期間中にテキスト方式により知らせなければならない事項を、更に定めなければならない。特に、以前の情報の変更にに関する情報、疾病保険における保険料引上げ及び料率変更の可能性に関する情報並びに剰余金配当付生命保険における保険契約者の請求権の変動に関する情報

4 保険契約者は、契約期間中、いつでも、保険者に対して普通保険約款を含む契約条項を書面で送付することを求めることができる。第1回の送付のための費用は、保険者が負担する。

5 ¹ 第一項から第四項までの規定は、第二一〇条第二項に規定する大規模リスクに関する保険契約には、適用しない。² この場合において、保険契約者が自然人であるときは、保険者は、保険契約者に対し、契約締結前に、準拠法及び管轄監督官庁を、テキスト方式により、知らせなければならない。

第一款 内 容

一 当 事 者

保険契約法七条一項一文の法文上、情報提供義務を負担する者は「保険者」である。それゆえ、保険仲介者(Ver sicherungsvermittler)⁽⁸³⁾は、法的には固有の意味における情報提供義務を負担するわけではない。⁽⁸⁴⁾ただし、保険者が自己に帰属する義務を履行するために保険仲介者を利用することはできる。保険契約の様々な締結モデル(これらについては後述する)のうち、申込モデルによれば、保険契約の申込みは、保険契約者が法定の諸情報を事前に入手したうえで申込書に記入・署名をするという形で行われるため、保険契約が保険仲介者により仲介される場合には、保険者には、保険契約者が保険契約の申込みをする前に保険仲介者が諸情報を保険契約者に提供するよう配慮することが求められるといえる。そのため、保険代理商による保険仲介の場合には、実務上は代理商契約にて保険代理商の情報提供義務を定めるといふ対応がなされている。また、保険仲立人による保険仲介の場合には、保険仲立人の情報提供義務を、実務上通例締結される保険者・保険仲立人間の基本協定の中で定めることになる。⁽⁸⁵⁾

法文上の情報提供の相手方は「保険契約者」⁽⁸⁶⁾である。消費者や自然人に限定されず、原則としてあらゆる保険契約者を意味するため、自由業者や法人も本条の適用を受ける。⁽⁸⁷⁾後述するように、VVG二一〇条二項という大規模リスクに関する保険契約には本条は適用されないが(VVG七条五項一文)、保険契約者が自然人であるときは、準拠法および管轄監督官庁についての情報がテキスト方式で保険契約者に知らされなければならない(同項二文)。ただし、このような適用除外規定に対しては、個別事案では同法二一〇条二項の要件を充足するかどうかが必ずしも明らかではなく、要件充足の有無に関する誤判断に伴うリスクは保険者に帰属することから、⁽⁸⁸⁾結果的にはあらゆる保険契約において保険契約者に対して情報を提供しなければならぬとの指摘もある。⁽⁸⁹⁾

諸情報を保険契約者ではなく、受領権限を委任された第三者に提供することも可能だとされるので、保険契約者側が保険仲立人を利用する場合には、保険仲立人は、保険者から情報を受領する権限を与えられ、当該情報を本人たる保険契約者に伝達する者（単なる受け方の使者でない受領代理人、または、認知代理人（*Wissenstreter*）⁽⁹¹⁾）と解することができる。⁽⁹²⁾

二 情報提供の方法と時期

1 テクスト方式と明瞭性・理解可能性

(1) テクスト方式 VVG七条一項一文によれば、後述する情報提供事項については、口頭での説明では足りず、少なくとも民法⁽⁹³⁾一二六b条にいう「テキスト方式（*Textform*）」によりその提供が行われなければならない。⁽⁹⁴⁾⁽⁹⁵⁾ BGB一二六b条は、法律がテキスト方式について規定する場合には、永久的データ記憶媒体による可読性のある表示を示さなければならないとする。同条の解釈にあたつては、永久的データ記憶媒体が消費者の利用に供され、消費者がそれを理解できるのであれば足りるとされる。⁽⁹⁶⁾

テキスト方式による情報提供の方法としては、まず、紙の方式による交付のような伝統的な方法が挙げられる。そのほか、ファックス、イーメールを通じた情報の提供、情報が収録されているディスク、CD・ROM、もしくはUSBスティックの交付、またはUSBを用いて直接保険契約者のハードディスクに情報を移すことでもテキスト方式の要件が充足されうる。⁽⁹⁷⁾ ただし、これらの場合には、たとえば、保険契約者がファックス番号やイーメールアドレスなどを記載することを通じて、そのような情報提供の方法について保険契約者とその都合合意がなされることを要する。⁽⁹⁸⁾ イーメールにより情報が提供される場合には、それが可読的であればならず、電子媒体が交付される場合には、それが完全に機能しなければならない。⁽⁹⁹⁾ 特に、USBスティックによる情報提供の場合には、情報に関する

データが消失するリスクは保険者側が負担するとされる。⁽¹⁰⁰⁾ データファイルは、一般に用いられるフォーマット、たとえば PDF・HTML・Word フォーマットを有するか、少なくともそれぞれの商慣習上のソフトウエアによりもしくは容易にかつ無料で使えるソフトウエアにより可読性を有するものでなければならない。⁽¹⁰¹⁾

保険仲介者のノートパソコンの画面を保険契約者と一緒に読むだけでは、テキスト方式の要件を充足しない。⁽¹⁰²⁾ インターネットのウェブサイトは永久的媒体性を欠いており、⁽¹⁰³⁾ 諸情報を単にウェブページ上に載せておくことは保険情報提供令（VVG 七条二項にいう法規命令のこと。詳細は後述）一条一項柱書にいう「諸情報を利用に供する」状態にもないことから、ウェブサイトを通じた情報の提供も同様に、原則としては同要件を充足しないとされる。⁽¹⁰⁴⁾ もっとも、ウェブサイトが個別利用者のためのそれぞれの安定性のあるメモリー領域を確保した先進的な（fortgeschritten）ものであつて、その内容を保険者ないし保険仲介者が恣意的に変更できない状態にあるのであれば、テキスト方式として認められるとされる。⁽¹⁰⁵⁾

契約情報をダウンロードし永久的に保存できることを前提に、ウェブサイト上に情報へのリンクを張ることで足りるかが争われているが、⁽¹⁰⁶⁾ 実際の必要性もありこのことを全面的に否定する見解はないように思われる。ただし、保険者に積極的な情報伝達義務が課せられる点に着目すれば、保険契約者が情報を実際に保存または印刷し、⁽¹⁰⁷⁾ 情報の保存・印刷が行われたことを保険者が立証した場合にのみテキスト方式の要件を充足するという結論になりかねない（制限的肯定説）。⁽¹⁰⁸⁾ この点に関して、同要件の充足に必要とされる保険者側の前記立証の程度について厳格な立場をとると、換言すれば、保険契約者が情報を実際に保存または印刷したという事実まで立証することを保険者側に求めるべきとすると、保険実務においてインターネットを通じた保険販売が不可能になるであろうとの指摘もある。⁽¹⁰⁹⁾

この問題については、次のように整理することができる。まず、ウェブサイトが、保険契約者が保険契約の締結の意思表示をする前に契約関係書類をダウンロードまたは印刷することを技術的に強制しているならば、テキスト方式

の要件を充足しうる。⁽¹⁰⁾これに対し、強制的ダウンロードまたは印刷ではなく、利用に供された諸情報を実際にダウンロードまたは印刷したかどうかを保険契約者側が確認しなければならないようになってくるにすぎない場合（ダウンロードしたかどうかについてチェック欄をクリックするだけで—実際にダウンロードしていなくても—先に進めるようになっていような場合が想定できるであろう）は、同要件を充足しない。⁽¹¹⁾一方、インターネットにおける（パスワードにより）保護される個人領域の設定については、契約関係書類がそこで永久的に利用に供されそれをダウンロードまたは印刷でき、かつ、そのような情報の取得方法につき保険契約者との間で合意があつたならば、同要件の充足が認められる。⁽¹²⁾

(2) 明瞭性および理解可能性 VVG七条一文二文によれば、保険者が情報提供義務を履行するにあつては、明瞭にかつ理解できるように情報提供を行うことを要する。この明瞭性および理解可能性という規準は、消費者保護のための一連のEU指令におけるいわゆる「透明性原則」に基づくものである。特に、消費者契約における濫用条項に関する指令(93/13/EWG) 五条は、「すべての契約条項又はいくつかの契約条項を、書面により交付する場合には、それらの条項は、常に明瞭に、かつ、理解できるよう、作成しなければならない。条項の意味が判然としなるときは、消費者者にとって最も有利な解釈を採用する。……」と定めており、この規定を模範としたヨーロッパ保険契約法原則(PEICL) 1:103条（文書の言語及び解釈）も同様の趣旨の規定を設けている。⁽¹³⁾

ところで、明瞭性と理解可能性は、相互補充的關係にあり、厳密な区別は容易ではないが、一般に、情報は、多義的でなく誤解が生じないときに明瞭であり、平均的保険契約者が当該情報の意味および内容を理解できるときに理解可能である⁽¹⁴⁾とされる。明瞭性および理解可能性の具体的な解釈に際しては、形式的な(formal) 観点と用語内容上の(sprachlich-inhaltlich) 観点という二つの観点が問題となる。まず、保険者は、形式的な観点から、保険契約者が保険契約上の本質的な権利義務を理解できることを保障しなければならぬが、情報が一覧性を有しないとき、情報の構成が認識しえないとき、または判読が困難な活字であるときは、明瞭性および理解可能性につき疑問が呈されるよう

になる。次に、用語内容上の観点からは、専門的概念、長文の構成、または精密さを欠き不備のある表現を可能な限り避けるべきとされる。また、本質的な契約交渉が外国語で行われる場合には、当該外国語による情報提供が行われなければならない。⁽¹⁸⁾

一方、普通取引約款の内容統制に関するBGB三〇七条一項二文は、約款規制の一般法理として透明性原則を不当に不利な扱いの禁止に関連付けている(不透明な約款条項の効力を失わせる)が、これとは別に保険契約法にも明瞭性・理解可能性に関する規定が設けられていることから、後述する情報提供事項を記載するにあたっては保険商品としての特別の要請が存在するとみるべきか、すなわち、民法の規定において求められる透明性を越えるような厳格な立場をとるべきかが問題となる。⁽¹⁹⁾これについては、保険情報提供令の規定の文言および目的を鑑みるに、保険者が情報提供義務を二重に負担するように意図されているとはいいがたいこと⁽²⁰⁾から、一般に否定されているように思われる。⁽²¹⁾つまり、法定の諸情報の一つである普通保険約款については、右に述べた民法上の規制に加えて保険契約法上の明瞭性・理解可能性原則も重疊的に適用(Doppelwirkung)されるが、その適用に実質的な意義はないということになる。しかし、後述の商品情報冊子のような普通保険約款以外の純粹の情報部分については、民法規定が適用されないことは明らかであるから、保険契約法上の原則が独自の意義を有することになる。⁽²²⁾

2 保険契約締結モデルに関する問題

(1) 情報提供義務と保険契約の成立 ドイツ保険契約法には、保険契約の成立に関する別段の規定は存在しない。それゆえ、保険契約の締結については、原則として契約に関するBGB一四五条以下の規定が適用される。すなわち、保険契約は、保険契約者がBGB一四五条という申込みをし、保険者が同法一四八条の承諾期間内に申込みの承諾をするという方法により成立するわけであり、これは、ドイツにおける標準的な契約締結方法でもある。

ただし、保険契約には情報提供規制が介入することから、保険契約の締結に際してはこのような標準的な契約方法に保険契約特有の要素が加味されるようとなる。かつての保険実務においては、保険契約者は、普通保険約款その他法定の情報を、保険者が承諾の意思表示をする時に、通常は保険証券の送付と同時に入手することになっていた。つまり、保険契約者は保険者から普通保険約款および諸情報を入手する前に申込書の送付により申込みをし、保険者の承諾は通常、保険証券の送付と事後的な情報提供をすることにより行われていたのである。このような保険契約の締結モデルを「証券モデル (Policensmodell)」という⁽¹³⁾。同モデルにより保険契約が締結される場合には、保険契約者が普通保険約款および諸情報を入手するのは、保険契約者の申込時 (または申込前) ではなく保険者の「承諾時」となる。

これに対し、保険契約者が申込書の中で保険者が承諾の判断をなすうえで必要なすべての事項の記載をする前に、保険契約者が法定の情報すべての提供を受けている場合には、当該契約は先に述べた標準的な契約方法 (すなわち、保険者の承諾) により比較的簡単に迅速に成立することになる。⁽¹⁴⁾ このような契約締結モデルを「申込モデル (Antragsmodell)」といふ⁽¹⁵⁾。二〇〇七年保険契約法は、保険者が保険契約者の保険契約の締結の意思表示「前」に保険契約者に情報を提供することを要すると定めている (VVG七条一項一文) ことから、後者の申込モデルを原則モデルとして採用していることになる。

(2) 証券モデルの廃止と申込モデルの明文化 旧VVG五a条一項は、保険約款が保険契約の申込時に交付されなければならぬ旨の定めを置いていた。そして、保険契約者が、保険約款等契約関係書類の交付を受けてから一四日以内に、クーリング・オフ (Widerspruch)⁽¹⁶⁾ をしなかったときは、当該保険契約は、保険証券の内容に応じ、かつ、保険約款が組み入れられる形で締結されたものとみなされていた。同条二項によれば、保険契約者が保険証券を交付されるに際し、書面によりクーリング・オフについての教示を受けたときに初めてクーリング・オフの権利の行使期間が開始する。ただし、同規定にかかわらず、保険契約者のクーリング・オフの権利は、第一回保険料支払後一年を経過

すると消滅することも、あわせて規定されていた。

このような旧VVG 5 a 条の規律のもとで保険契約が締結される場合には、保険契約者は、保険契約の申込時に法定の情報を受領しなかったか、または不完全な形で受領したときは、同条にいうクーリング・オフの権利を取得し、保険契約者がその権利を行使すれば当該保険契約は有効にならないが、反対に、情報受領後、クーリング・オフをせずに行使期間が徒過すると、それまで浮動的状态にあった保険契約は遡及的に有効になる。⁽¹⁷⁾このような旧規定のもとでは、申込時に約款等が交付されなかったとしても、それにより旧VVG 5 a 条にいうクーリング・オフの権利が成立して保険契約者の申込みはなお撤回可能であることからすると、法違反状態は生じないともいえよう。そのような意味では、普通保険約款等諸情報は、必ずしも保険契約者が申込書に記入・署名をする前に提供されている必要はなく、保険者が承諾するときに、すなわち、通常そうであるように保険証券の送付によって初めて提供されることで足りるものとみること⁽¹⁸⁾もできる。結局、旧VVG 5 a 条の規定は、保険契約者が、保険者の承諾の意思表示を内包しているはずの保険証券の送付によって初めて諸情報とともに普通保険約款を受領するという、いわゆる証券モデルの利用を明示的に可能にするものとされていた。⁽¹⁹⁾

ところが、証券モデルには、次のような問題点があった。まず、かねてより指摘されていた「EU法⁽²⁰⁾との抵触」の問題である。具体的には、保険契約者がその不行使を停止条件とする契約上の拘束を排除できるようにする旧法上のクーリング・オフの権利が、消費者情報が提供されるまでには保険契約者を拘束すべきではないとするEU法の規準に合致するかどうかが問題となる。これについては、旧VVG 5 a 条が、保険契約者が契約上の拘束を排除するためには、クーリング・オフの意思表示をするという意味で、能動的行為をしなければならないことを想定している点、また、かりに保険契約が同条により単に浮動的に有効であるとしても、保険契約者はその限りで義務を負う点では、EU法に抵触するという見解もある。⁽²¹⁾しかし、多数説は、保険契約者が消費者情報受領後に拘束を受け入れるか否か

を自由に決することができると点に着目し、同条がEU法の規準に合致すると解している。⁽¹³⁾

さらに、EU法との関係を考慮して証券モデルをいかに理論的に位置付けるかが問題となる。学説には、普通保険約款等を含む保険証券の送付前には単に浮動的に「無効」な保険契約が成立するだけであり、それゆえ、EU法との抵触も回避されるとする見解がある。BGB一四五条にいう拘束力、すなわち、保険契約者の申込みが保険者に到達することによる申込みの拘束力については異論の余地がないとしつつも、この拘束力が、契約関係書類を含む保険証券の送付後に保険契約者が有するクーリング・オフの権利により、クーリング・オフの不行使を停止条件として申込みが行われるという意味において緩和されると解するのである。⁽¹⁴⁾

このように、改正前保険契約法は、五a条において保険契約の「申込時」に普通保険約款等が交付されることを原則とする「ふり」を——しつつも、保険契約者がクーリング・オフをしないことを前提に、申込時に約款等が交付されなかったとしても事後的交付によりそれらの情報に基づいて保険契約が有効に締結される可能性、つまり、実務において証券モデルが利用される可能性を開いていた（原則と例外の逆転）。証券モデルに対しては、EU法の観点から問題提起が繰り返しなされてきており、ドイツ国内の学説は、EU法との抵触を可能な限り理論的に克服しようとする努力してきた。しかし、保険契約法改正に際し、立法者は、EU法との関係で旧法下の証券モデルに問題があることを認識していた。また、保険契約の申込後に保険証券の送付により情報提供が行われることは時期として遅れており、証券モデルは、保険契約の内容に関する情報を可能な限り早期に入手することについての保険契約者の正当な利益を考慮していない、といった実際的な問題も指摘されていた。⁽¹⁵⁾

これらの点を踏まえ、二〇〇七年保険契約法の立法者は、七条一項一文において、法定の情報、旧VVG五a条が許容していたように保険契約の締結時に、つまり、通常そうであるように保険証券の交付により初めて提供されることがあつてはならないという趣旨を明らかにした。こうして、現行法のもとでは、保険契約者が保険契約の締結の

意思表示をする前に情報の提供が行われなければならない。すなわち、申込モデルが、立法者の意思によれば原則となるはずである。⁽¹³⁵⁾ 保険契約法における様々な規定(クーリング・オフ期間の起算点に関する八条二項、告知義務に関する九条一項、保険料の支払期日に関する三三条など)も申込モデルを念頭に置いて設けられているといえる。⁽¹³⁶⁾

申込モデルは、普通保険約款を含む諸情報が保険契約者に提供されたうえで、保険契約者が申込みをすることを前提とする。典型的には、申込みのために保険者が予め用意した申込書が使用され、保険契約者自らが、または保険仲介者が保険契約者の指示に従い、その申込書に必要事項を記入する形がとられる。⁽¹³⁷⁾ 保険契約者は、自己が署名をした申込みにより、ある程度の期間にわたって拘束される。立法者が特定の期間の定めを断念したため、承諾期間の長さについては、保険契約者が通常の時点まで回答の届くのを待っていればよいかが決め手となる。⁽¹³⁸⁾ もっとも、危険測定などのため承諾まで何週間がかかることもありえ、保険契約者にとっては、このような不安定な状態が負担となる。⁽¹³⁹⁾ このことを避けるために、保険契約者は、承諾の期限をつける(BGB一四八条)ことができる。實務においては、一定の期間にわたって自己の申込みに拘束される旨を、保険契約者が申込書の中で定めておくことがしばしばある。⁽¹⁴⁰⁾

保険者は通常、申込みの拘束期間内に保険契約者に保険証券を送付することにより承諾をする。これと異なる形で承諾の意思表示をすることも可能であり、推断的行為、たとえば、申込みの中で指定された保険契約者の口座から、保険者が第一回保険料を徴収するような行為も、承諾として十分である。⁽¹⁴¹⁾

(3) 誘引モデル しかしながら、申込モデルが原則的な契約締結モデルとして契約法に導入されたことについては、保険実務の立場を擁護する側から様々な問題提起がなされている。⁽¹⁴²⁾ 費用の観点からアプローチするものが目立つが、とりわけ、VVG七条により情報提供事項が広範になることが指摘されている。同条一項一文の規定に従って、充実した義務履行をしようとすれば、保険契約者が契約締結の意思表示をする前に、場合によっては数十ページにも達す

る契約関係書類を交付しなければならないこともありうるからである。このような広範な情報の提供が行われたにもかかわらず、保険契約者が申込みに至らなかつたときは、保険者が情報提供のために支出した費用は無駄になつてしまふ。⁽¹⁴³⁾ このようなことを防止するため、従来の申込書にあたるものを保険契約者側が保険契約の「申込みの誘引」(vitatio ad offerendum)として保険者に対し送付するという、いわゆる「誘引モデル」(Invitatio-Model)が考案されており、⁽¹⁴⁴⁾ 実際にいくつかの保険者が同モデルを利用して保険契約を締結しているという。⁽¹⁴⁵⁾ 証券モデルであれ、申込モデルであれ、保険契約者側が保険契約の申込みをするという構造に変わりはないが、誘引モデルでは、逆に保険者側が保険契約の申込みをすることを前提とし、この点に同モデルの特徴がある。⁽¹⁴⁶⁾

誘引モデルによれば、保険契約者は、保険者に対し先に拘束力を有する意思表示をするのではなく、——申込書類の用紙に記入をするといった方法により——自己の「契約希望」を知らせるにとどまる。⁽¹⁴⁷⁾ つまり、保険契約者は、このような行為によつてはまだ拘束の段階に進入していないわけである。⁽¹⁴⁸⁾ むしろ、法的拘束力を有しない「申込みの誘引」である点が重要である。その後、保険者が、諸情報および普通保険約款を含む保険証券を交付することにより申込みをすることになるという点で、同モデルは保険者側が保険契約締結の出発点となるという独特の法的構造を有する。⁽¹⁴⁹⁾

誘引モデルを利用する場合、保険契約が成立するためには、「保険契約者の承諾」を要する。ここでは、いかなる場合に保険契約者の推断的承諾の意思表示の存在を認めることができるのかが問題となる。まず、保険契約者が、第一回保険料を支払うという行為が保険者の申込みの承諾を意味することを認識しうる場合、たとえば、当該保険契約が保険料の支払により初めて成立するという保険者側の言及があつたことを前提に、⁽¹⁵⁰⁾ 保険契約者が第一回保険料を保険者に払い込んだような場合には、⁽¹⁵¹⁾ 推断的承諾があつたと解される。しかし、単なる沈黙は承諾とはならない。⁽¹⁵²⁾ 問題は、保険契約者が、申込みの誘引の段階で口座からの保険料の引落しを承諾しており、保険者が保険料を引き落とし

たこと⁽¹³⁾に対して異議を唱えないことを推断的承諾と解してよい⁽¹⁴⁾か、である。この場合には、保険者のみが能動的行為をし、保険契約者側には推断的承諾とみるに足りる能動的行為が存在していないこと⁽¹⁵⁾、また、保険料引落しの授權は契約の成立を黙示的停止条件とするものであることに鑑みれば、推断的承諾の存在は否定されることになる。

誘引モデルを新たな契約締結モデルとして利用することが現行保険契約法のもとで許容されることをかりに肯定するとしても、立法者は同モデルを念頭に置いていなかったと考えられることから、その効果に関していくつかの問題が生ずる。その代表的な例としてVVG八条二項の規定の解釈を挙げることができる。同規定によれば、クーリング・オフ期間は、保険契約者が保険証券、普通保険約款を含む契約条項、および同法七条による諸情報ならびにクーリング・オフの教示を受領した時点から開始する。このルールを文字通りに適用するならば、保険契約者が保険者の申込みを—保険証券とともに—受領した時点において、つまり保険契約がまだ成立していない時点においてクーリング・オフ期間が開始してしまう。このことは、クーリング・オフ期間が早くとも契約締結の時点において開始しうるとする原則⁽¹⁶⁾とも相いれない。また、八条一文によれば、クーリング・オフの権利は保険契約者の契約締結の意思表示に関係するものとされていることから、保険契約者の承諾が存在することが前提になっているというべきであるが、保険証券送付時にはそのような意思表示はまだ存在していない。そこで、結論としては、誘引モデルにより保険契約を締結する場合におけるVVG八条二項一文一号の規定の解釈にあたっては、保険契約者の承諾の意思表示が保険者側に到達して初めて期間が開始するものとしなければならないとの整理がなされている⁽¹⁸⁾。

また、VVG一九条一項の適用に関する問題もある。同規定は、保険契約者が契約締結の意思表示時までに負う「契約締結前告知義務」について規定しているが、この告知義務はある特定された保険契約に適用されなければならないものとされている。それゆえ、保険者の申込みの内容が保険契約者の誘引の内容と異なる場合には、告知義務の内容も異なりうるという問題が生ずる。また、告知義務規定は保険契約者の意思表示の時点における情報状況に着目

するものであるが、誘引モデルによれば、保険契約は保険者の追加的行為なしに成立することになるがゆえに、保険者側がリスク負担に関する決定の準備をするという同規定の意義を喪失してしまうとの問題もある。⁽¹⁰⁹⁾このような理由から、学説は、告知の時点を考慮し、一九条一項を保険契約者による「誘引」に類推適用することを提唱している。これを肯定する場合には、危険増加に関する二三条一項の解釈にあたっても、誘引後の危険増加について補充的通知が義務付けられるとすべきとされる。⁽¹⁶⁰⁾

さらに、保険料の支払期日に関するVVG三三条一項によれば、第一回保険料は保険証券の交付後二週間を経過した後には遅滞なく支払われなければならないが、誘引モデルのもとでは保険証券の交付は承諾を意味せずむしろ申込みを意味し、請求権が存在する前に給付の期日が到来することはありえないことから、同規定を文言通りに適用することには無理がある。そこで、誘引モデルの場合には、保険料の支払期日は、保険契約者の承諾の意思表示の到達によって初めて到来すると解されている。⁽¹⁶¹⁾

(4) その他の契約締結モデル 右に述べた保険契約の締結に関する諸モデル以外にも、いくつかのモデルが散発的に提案されている。*Honsel*が主張したいいわゆる提案モデル(*Vorschlagsmodell*)⁽¹⁶²⁾によれば、保険者は、助言およびリスク質問への回答を経て保険契約者に「非拘束的填補提案」を行う。この提案には、とりわけ助言義務に関するVVG六条による助言の文書化、七条による諸情報、一九条による告知義務の履行のためのリスク質問、および予め用意された申込みが含まれる。提案の際、保険契約者に対し、同提案の非拘束性について言及しなければならない。そのうえで、保険契約者は、申込みに署名し、これに対して保険者がクーリング・オフの教示を添付した保険証券の送付により承諾することになるであろう。⁽¹⁶³⁾それゆえ、契約締結手続が多少複雑で長期間となる。⁽¹⁶⁴⁾提案の内容と承諾の内容とで異なるところがある場合には、保険保護に欠缺が生ずるおそれがあること⁽¹⁶⁵⁾から、いわゆる暫定的填補約束の必要性が高まることになる。⁽¹⁶⁶⁾

一方、H. Baumann が提唱したいいわゆる条件付申込モデル (Modell der bedingten Antragserklärung)⁽¹⁶⁷⁾ によれば、保険契約者が、—保険契約の締結前の—一定期間内に契約関係書類の全部を受領し、また、一定期間内にクーリング・オフをしない、という条件付きの申込みをする。保険者は、まず契約関係書類を送付し、後に保険証券を送付する。したがって、保険契約者は、条件成就前には VVG 七条一項一文という拘束力を有する契約締結の意思表示はしておらず、保険者は、保険契約者の契約締結の意思表示が拘束力を有する前の適時に保険契約者に必須関係書類を交付している、ということになる。同モデルを利用するにあたっての不安定性を減じるためには、同モデルによる契約締結手続について、書面による別段の意思表示によるなどして保険契約者と明示的に合意することを要すると解される (VVG 七条一項三文後段の類推適用)⁽¹⁶⁸⁾。

条件付申込モデルのメリットは、誘引モデルと比べた場合、保険契約者が申込みの誘引および承諾という二つの意思表示をすることを要するという理論構成を無理にする必要がない点にある。また、申込モデルと比べた場合には、とりわけ保険仲介者が保険契約者を一度訪問しているにもかかわらず情報提供義務を適時に履行しなければならないという不便を排除できる点にある。しかしながら、条件付申込モデルでは、契約関係書類を諸情報と保険証券の二回に分けて交付しなければならず、手続的にみてやや長期間となるというデメリットがある⁽¹⁶⁹⁾。同モデルは、いくつかの点を除けば、廃止された証券モデルと本質的に変わらないとの指摘もある。⁽¹⁷⁰⁾

3 適時性要件

VVG 七条一項一文は、保険契約者が「保険契約の締結の意思表示をする前」の「適時に」情報を提供しなければならないと規定している。「保険契約の締結の意思表示をする前」に関しては、保険契約の締結に関する諸モデルの問題となり、立法者の意図は申込モデルの強制にあることについては、前述したとおりである。保険契約法が情報提供に際

し「保険契約者の意思表示前」以外に、別途、「適時に」という要件を充足することを求めていることから、情報提供義務の履行時期にかかる要件としての「適時性 (Rechtzeitigkeit)」とは何を意味するのかさらに問題となる。

適時性の概念は、二〇〇四年二月二日改正前 B G B 三二二 c 条一項一文における非対面販売に関する一般規定に設けられていたものであり、非対面販売における契約締結前の消費者に対する情報提供を規定する第二次非対面販売指令 (2002/65/EG) 三条一項がその根拠規定であつた。しかしながら、指令においても法律においても適時性概念は定義されていない。それゆえ、適時性という不確定な法概念をいかに解釈すべきかについて、学説上争いが生じている。

まず、立法理由書において情報提供と契約締結の意思表示の間の期間は考慮されていない点に着目する見解がある。この見解は、後述するような保険商品の種類に応じて適時性概念を設定する考え方を立法理由書の趣旨を十分に考慮していないと批判し、そもそも適時性という概念には独自の意味は認められないと主張する。つまり、二〇〇七年保険契約法の立法者は、同法七条の規定を通じて単に旧法上の証券モデルを廃止しようとしただけであつて、保険販売のための二回目の訪問の必要性を肯定していたわけではない。それゆえ、いかなる場合でも情報受領後に保険契約者が即時に決定することになつても差し支えない、とする。⁽¹⁷⁾

次に、これとは異なり、保険契約者による意思表示の前に、一定の具体的な日数、たとえば少なくとも三日間といった考慮期間が与えられれば適時性の要件を満たすとする見解がある。⁽¹⁸⁾ しかしながら、このような解釈には法的根拠がないという問題点がある。また、固定期間の設定は、迅速に契約を締結することについて保険契約者が有する利益と相いれない可能性がある。さらに、情報提供から得られる利益が重要でない場合もありうることを考慮すると、固定期間を想定するのは硬直的にすぎると批判されている。⁽¹⁹⁾

以上に対し、商品の複雑さに応じて適時性を判断するという見解が、現在の多数説といえる。⁽²⁰⁾ この見解の根底には、他の規定においては単に「契約締結前」とか「契約締結の意思表示をする前」のような表現が用いられているのに対し、

VVG七条ではそのような要件に適時性という規準が加えられていることからすると、適時性を要求していない諸規定の場合とは異なり、本規定では保険契約者に追加的期間を与えることが求められていると解すべきとの理解があるといえる。⁽¹⁷⁾ この見解は、情報を提供すべき時点は「個別具体的な事情」⁽¹⁸⁾ によるべきであるとする。保険商品および情報の複雑さ次第では情報提供と保険契約者の意思表示との間により長い時間を置かなければならないことがありえ、このように適時性を柔軟に捉えることにより、保険契約者が、情報に基づき、かつ、熟慮をしたうえで決定をすることが可能になるといえる。⁽¹⁹⁾ こうした観点から、保険商品の複雑さに応じた「類型化」がなされており、たとえば、生命保険や疾病保険のような複雑な保険商品の場合には、保険契約者に数日間の熟慮期間が与えられるべきだとされ、反対に、単純な保険商品の場合には、数分間の熟慮期間が与えられれば足りるとされる。⁽²⁰⁾

要するに、適時性は、保険契約の種類・保障範囲・意味・複雑さ等を基準として解釈されることになる。具体的にいうならば、たとえば短文の保険約款に基づく標準的な保険契約においては、全体の情報が保険契約者の意思表示直前に提供されれば足りるのに対し、複雑化した保険商品においては、保険契約者が情報を受領した後に意思表示をするまで一定の熟慮期間を要する。この立場からは、単に保険契約者の属性をもとにした個別具体的な特段の事情に着目したり、個々の場合における情報の理解可能性を考慮することは、法的安定性を害することとなって望ましくないとされている。⁽²¹⁾

(70) 旧VAG二〇a条および別表Dの規定の詳細については、木下孝治「ドイツ保険監督法上の保険者の情報提供義務及び契約締結(二)」阪大法學四七巻五九〇頁以下(一九九七)、潘阿憲「保険者の情報提供義務—ドイツ保険法を中心として」文研論集一三三号二七—一三三頁(二〇〇〇)、『小野寺・前掲注(二)三一—三三頁参照。

(71) Bruck/Möller/Herrmann, Grobkomentar zum Versicherungsvertragsgesetz, 9. Aufl. 2008, §7 Rn. 2f.

(72) 現在では、本文で言及するような監督法の規定は存在せず、保険者の情報提供義務については、ドイツ保険契約法七条およびこれに関連する私法規定が自己完結的に規律しているといえる。

(73) Bruck/Möller/Herrmann, aaO(Fn. 71), §7 Rn. 2.

- (74) Bruck/Möller/Herrmann, aaO(Fn. 71), § 7 Rn. 3; Honseil/Schuitowski, Berliner Kommentar zum Versicherungsvertragsgesetz, Kommentar zum deutschen und österreichischen VVG, 1999, § 5a Rn. 1.
- (75) 清水耕一「ドイツ保険契約法における情報・助言義務に関する保険募集規定とわが国の動向」『保険学雑誌』六〇六号一六六頁(二〇〇九)では、このような当時の状況を紹介している。
- (76) 奥野健介「ドイツ保険契約法の情報提供規制に関する考察」『生命保険経営』七八巻六号五九頁(二〇一〇)。
関連判決の詳細について、金岡京子「ドイツにおける生命保険約款の内容規制」『早稲田法学会誌』五二巻九九一—一四頁(二〇〇二)、同「ドイツにおける生命保険約款の透明化の動向について—連邦憲法裁判所及び連邦通常裁判所判決の影響を中心として」『保険学雑誌』五九五号一〇七一—一四頁(二〇〇六)、江澤雅彦「ドイツにおける契約者配当の透明性」『生命保険経営』七六巻一—一四頁(二〇〇八)。金岡京子「ドイツにおける生命保険約款規制の新たな展開」『生命保険論集』一八六号一頁以下(二〇一四)もあわせて参照。
- (77) 定義につき、ドイツ民法二三二条一項前段。非対面販売契約とは、事業者または、事業者の名でもしくはその者から委託を受けて行為をする者と、消費者とが、当該契約の交渉および締結に遠隔通信手段のみを用いる契約をいう。
- (78) 二〇〇七年改正前ドイツ保険契約法四八b条および別表。
- (79) Bruck/Möller/Herrmann, aaO(Fn. 71), § 7 Rn. 2.
- (80) 現行のドイツ保険契約法は、二〇〇七年に全面改正されたものである(その後も、たとえば二〇〇九年一月に若干の改正がなされている)。二〇〇七年改正法の施行日が二〇〇八年一月一日であることから、文献上は二〇〇八年保険契約法(VVG 2008)と称することも多いが、本稿では、改正法の成立時点を基準として、「二〇〇七年保険契約法」という。
- (81) 直訳すると「契約(の意思)表示」である。このような表現と意思表示(Willenserklärung)との関係については、坂口光男「保険者の情報提供義務—ドイツ法理からの示唆をもとにして」『明治大学法律論叢』八二巻四・五合併号一三七—一三八頁(二〇一〇)。なお、表現(用語使用)についての問題提起につき、李弼圭ほか訳著「二〇〇九年ドイツ保険契約法(VVG)一五四頁(二〇〇九)、セチャン出版社(韓国)参照。
- (82) 第三文は、二〇一七年改正時に新設されたもので、その各号においてEU保険販売指令(EU 2016/97)等について言及されている。
- (83) 以下、条文に言及する場合は、「VVG」という略称も適宜用いる。
- (84) 保険仲介者に独自の情報提供義務を課すことは、EU法上も求められてはいる(Regierungsbegründung zu § 7, BT-Drucks. 16/3945, S. 59)。
- (85) Regierungsbegründung zu § 7, BT-Drucks. 16/3945, S. 59.
- (86) 保険契約法じゅう保険契約者(Versicherungnehmer; VN)は、「保険契約における見込み客、すなわち、将来的に保険契約者となるべき者を包含する意味での保険契約者であり、コンメンタールなど文献においても、実際にこのような意味で使われている。
- (87) Langheid/Wandt/Armbruster, Münchener Kommentar zum Versicherungsvertragsgesetz, 2. Aufl. 2016, § 7 Rn. 12, 54. 非対面販売契約に関

から C. Schneider VersR 2004, 696, 698 を参照。

- (88) Rüffer/Halbach/Schinikowski/Schinikowski, Handkommentar zum Versicherungsvertragsgesetz, 3. Aufl. 2015, § 7 Rn. 39.
- (89) MünchKomm-VVG/Armbrüster, aaO(Fn. 87), § 7 Rn. 12.
- (90) Proß/Prüve, Kommentar zum Versicherungsaufsichtsgesetz, 12. Aufl. 2005, § 10a Rn. 93.
- (91) たとえば、大企業の大型物件の場合、その物件における危険増加等について保険契約者に代わってその事実を把握する者をいう。保険契約者を代理することはないが、保険契約者は認知代理人が知らせなかったことをもって保険者に対抗することができない(「生命保険用語独和辞典(九三年改訂版)」二四八頁(一九九三年「生命保険文化研究所」)。
- (92) Vgl. MünchKomm-VVG/Armbrüster, aaO(Fn. 87), § 7 Rn. 13.
- (93) 以下、条文中に言及する場合に「aO」などと略称も適宜用いる。
- (94) Wandt, Versicherungsrecht, 6. Aufl. 2016, Rn. 320 (Rn. 822 を参照)。
- (95) 情報提供義務に関する二〇〇二年生命保険指令(2002/83/EG) 三十三条付表Ⅲにおいては、書面方式が求められているところ、同要件との関係を考慮して VVG 七条に規定する情報提供義務においてテキスト方式をいかに位置付けるべきかを論ずるものとして、MünchKomm-VVG/Armbrüster, aaO(Fn. 87), § 7 Rn. 103f.
- (96) MünchKomm-VVG/Armbrüster, aaO(Fn. 87), § 7 Rn. 102.
- (97) Rüffer/Halbach/Schinikowski/Schinikowski, aaO(Fn. 88), § 7 Rn. 15.
- (98) Bruck/Möller/Herrmann, aaO(Fn. 71), § 7 Rn. 58; Stockmeier VersR 2008, 717, 718.
- (99) Stockmeier VersR 2008, 717, 718.
- (100) Rüffer/Halbach/Schinikowski/Schinikowski, aaO(Fn. 88), § 7 Rn. 15.
- (101) MünchKomm-VVG/Armbrüster, aaO(Fn. 87), § 7 Rn. 105.
- (102) MünchKomm-VVG/Armbrüster, aaO(Fn. 87), § 7 Rn. 105. なお、Honzel VW 2007, 359 は、告知義務の履行のための質問について、保険契約者が仲介者(ペンション等)画面を通じて当該質問を届け渡すことがどの程度は足りないとする。
- (103) Brömmelmeier VersR 2009, 584, 585.
- (104) Bruck/Möller/Herrmann, aaO(Fn. 71), § 7 Rn. 58.
- (105) EFTA-Gerichtshof VersR 2010, 793 Rn. 66 m. Anm. Reiff.
- (106) この問題については註解 44 MünchKomm-VVG/Armbrüster, aaO(Fn. 87), § 7 Rn. 106, 107 のような方法を肯定するものとして、Furck VersR 2008, 163, 164.

- (107) Beckmann/Mausche-Beckmann/Schinitowski, Versicherungsrechts-Handbuch, 2. Aufl. 2009, § 18 Rn. 33.
- (108) Schwintowski/Bronnemeier/Ebers, Praxiskommentar zum Versicherungsvertragsrecht, 3. Aufl. 2017, § 7 VVG Rn. 40; Ruffer/Halbach/Schinitowski/Schinitowski, aaO(Fn. 88), § 7 Rn. 15.
- (109) MünchKomm-VVG/Armbrüster, aaO(Fn. 87), § 7 Rn. 106.
- (110) Bruck/Möller/Herrmann, aaO(Fn. 71), § 7 Rn. 58; Armbrüster VW 2015, 56, 57.
- (111) MünchKomm-VVG/Armbrüster, aaO(Fn. 87), § 7 Rn. 106.
- (112) Armbrüster VW 2015, 56, 57.
- (113) MünchKomm-VVG/Armbrüster, aaO(Fn. 87), § 7 Rn. 106.
- (114) 多数説は「もっとも、明瞭性および理解可能性の要請について、明確性 (Bestimmtheit)」、正確性 (Richtigkeit) および完全性 (Vollständigkeit) の要請「ならびに欺罔禁止を包含するものと解する (Bruns, Privatversicherungsrecht, 2015, § 10 Rn. 28)」。
- (115) 「ヨーロッパ保険契約法リサーチ・チーム」プロジェクト・グループ著 (小塚莊一郎ほか訳) 『ヨーロッパ保険契約法原則』九五—九八頁 (二〇一一年、損害保険事業総合研究所) 参照。
- (116) 理解可能性は「通俗性 (Volkstümlichkeit) を意味する (Bruck/Möller/Herrmann, aaO(Fn. 71), § 7 Rn. 10)」。理解可能性の要請により「普通取引約款の条項は、可能な限り平均的契約相手方が理解できるように作成されなければならない (Wandt, aaO(Fn. 94), Rn. 235)。また、Bruns, aaO(Fn. 114), § 10 Rn. 28 は「透明性の基準は、平均的保険契約者の理解範囲により決し、その際には、個人、事業者、商人のそれぞれの取引領域における平均的保険契約者が考慮されるべきであるとする」。
- (117) 約款につき Wandt, aaO(Fn. 94), Rn. 235.
- (118) 以上について、坂口・前掲注(8) 一三九—一四〇頁。同「保険者の情報提供義務と透明性原則」明治大学法律論叢八四巻一号一四三頁以下 (二〇一一年) の参照。
- (119) 旧法およびその問題提起および反対説につき Werber VersR 2003, 148, 152.
- (120) Preß/Martin/Rudy, Kommentar zum Versicherungsvertragsgesetz, 30. Aufl. 2018, § 7 VVG Rn. 24.
- (121) Bruck/Möller/Herrmann, aaO(Fn. 71), § 7 Rn. 10.
- (122) Bruck/Möller/Herrmann, aaO(Fn. 71), § 7 Rn. 59.
- (123) Regierungsbegründung zu § 7 I, BT-Drucks. 16/3945, S. 60。李ほか・前掲注(8) 一二八—一三〇頁。
- (124) Regierungsbegründung, BT-Drucks. 16/3945, S. 48。坂口・前掲注(8) 一三三頁。李ほか・前掲注(8) 一三〇頁。
- (125) 同モデルの詳細につき、李ほか・前掲注(8) 一三〇—一三三頁参照。同モデルを利用する場合には、保険契約の成立は、保険契約者が、仲介者

と相談—契約条項等情報入手—熟慮—申込書を作成・署名—送付により申込み—を行い、保険者が、危険測定—保険証券の送付により承諾—を行うという経過をたどることになる。

- (126) 旧法のもとでは、一般的な撤回 (Widerruf) 権 (生命保険の場合には、解除 (Rücktritt) 権)、一九九四年の五 a 条の異議申立 (Widerspruch) 権 (監督法でいう情報提供義務を申込時に履行しなければ成立)、そして、二〇〇四年の非対面販売契約における撤回 (Widerruf) 権 (情報提供義務に関する別段の規定を設け、義務違反と特段の撤回権とを結び付けている) が、必要に応じてその都度設けられていたが、二〇〇七年保険契約法の立法者は、これら各種形成権を統一する形で撤回権 (Widerrufsrecht) にした。

二〇〇七年改正前の諸規定の成立経緯や各規定間の関係、権利行使の効果等を鑑みるに、旧 VVG 五 a 条という異議申立てはクーリング・オフにはかならないといふべきであり、本稿では、Widerspruchsrecht を「クーリング・オフの権利」と訳すこととする。

- (127) *Armbüster*, *Privatversicherungsrecht* 2, Aufl. 2019, Rn. 975.
- (128) *Bruck/Möller/Herrmann*, aaO (Fn. 71), § 7 Rn. 64.
- (129) *Armbüster*, aaO (Fn. 127), Rn. 975.
- (130) 第三次生命保険指令 (92/96/EWG) 三一条 (二〇〇一年生命保険指令 (2002/83/EG) 三六条に該当する) のことを指している。同条一項は、付表 II A に規定する契約締結前情報提供事項を保険契約者に知らせることを求める。同条は、消費者情報に関する旧 VAG 一〇 a 条の根拠規定である (Armbüster, aaO (Fn. 127), Rn. 975)。
- (131) 消費者団体連合会が行った苦情申立てへの欧州委員会からの回答に於いて、*Bruck/Möller/Herrmann*, aaO (Fn. 71), § 7 Rn. 64.
- (132) *Armbüster*, aaO (Fn. 127), Rn. 978; *Wandt*, *Versicherungsrecht* 4, Aufl. 2009, Rn. 300.
- (133) 以上二つの点、*Bruck/Möller/Herrmann*, aaO (Fn. 71), § 7 Rn. 65.
- (134) 下の点については、*Regierungsbegründung* zu § 7 I, BT-Drucks. 16/3945, S. 60.
- (135) *Vgl. Regierungsbegründung*, BT-Drucks. 16/3945, S. 59f.
- (136) *MünchKomm-VVG/Armbüster*, aaO (Fn. 87), § 7 Rn. 35.
- (137) *Armbüster*, aaO (Fn. 127), Rn. 964.
- (138) たとえば、改正前 VVG 八一条は、火災保険につき二週間の期間を定めていた。
- (139) *Armbüster*, aaO (Fn. 127), Rn. 965. BGH 一四七条二項参照。
- (140) *Armbüster*, aaO (Fn. 127), Rn. 966.
- (141) *Armbüster*, aaO (Fn. 127), Rn. 968. ただし、第一回保険料の受領だけでは推断的行為とはならない (MünchKomm-VVG/Armbüster, aaO (Fn. 87), § 7 Rn. 35)。

- (142) 上の問題については Bruck/Möller/Herrmann, aaO(Fn. 71), § 7 Rn. 66.
- (143) *Armbrüster*, aaO(Fn. 127), Rn. 970.
- (144) 詳細については Schimkowitz VW 2007, 715ff.
- (145) *Armbrüster*, aaO(Fn. 127), Rn. 971. 以下、後述の諸問題点のゆえに、誘引モデルの利用は、限定的な範囲にとどまるものとされている。いくつかの利用可能な場面については MünchKomm-VVG/*Armbrüster*, aaO(Fn. 87), § 7 Rn. 46.
- (146) 立法者の意思に反するおそれがあるにもかかわらず、誘引モデルの利用が許容されるとする見解は、VVG七条は保険契約の締結の方法をオープンにしておき、第三次保険指令においても契約締結に関する規程は定められていないことから、誘引モデルは申込モデルから逸脱するわけではなくことを指摘する（誘引モデルの許容性をめぐる見解の対立については MünchKomm-VVG/*Armbrüster*, aaO(Fn. 87), § 7 Rn. 40）。
- (147) *Armbrüster*, aaO(Fn. 127), Rn. 971. ders. in MünchKomm-VVG, aaO(Fn. 87), § 7 Rn. 37.
- (148) したがって、誘引モデルを用いるより、情報提供（受領）前の契約拘束がEUF法との関係で問題となることを回避することができるというメリッ
トがある（Bruck/Möller/Herrmann, aaO(Fn. 71), § 7 Rn. 67）。
- (149) ヘルギーヤルクセンブルグ保険法のもとでは、保険契約の申込みは必ず「保険者」が行うものとされており、したがって、それらの国において
は、保険契約は保険者の申込み（保険証券）に保険契約者が署名をするということによって初めて成立する（Wandt, aaO(Fn. 94), Rn. 284 Fn. 15）。
- (150) MünchKomm-VVG/*Armbrüster*, aaO(Fn. 87), § 7 Rn. 38.
- (151) *Armbrüster*, aaO(Fn. 127), Rn. 971; Wandt, aaO(Fn. 94), Rn. 289.
- (152) *Frenz VersR* 2008, 298, 302; *Stoekmeier VersR* 2008, 717, 719.
- (153) 引落しを保険者の承諾の意思表示とみなすという逆の場合については、「(2) 証券モデルの廃止と申込モデルの明文化」部分を参照。
- (154) 上の問題については、詳細は *Armbrüster*, aaO(Fn. 127), Rn. 972.
- (155) MünchKomm-VVG/*Armbrüster*, aaO(Fn. 87), § 7 Rn. 38.
- (156) Wandt, aaO(Fn. 94), Rn. 289. 以下 *Armbrüster*, aaO(Fn. 127), Rn. 972; ders. in MünchKomm-VVG, aaO(Fn. 87), § 7 Rn. 38. 以下、保険者の保
険料徴収は、その支払期日が到来して初めて許容されるのに、ここでは保険契約はまだ成立すらしていないことを指摘する。保険料の支払時期に
関するVVG三三条について明示的に言及しているわけではないが、保険料引落しの授權だけでは、保険契約者側に同条のルールを変更する意思
があったとは認めがたいという趣旨の指摘だと推測される。
- (157) 第二次非対面金融サービス販売指令（2002/65/EG）六条一項三文参照。VVG八条の立法趣旨および目的（Regierungsbegründung zu § 8, BT-Drucks. 16/3945, S. 61f.）は、照らせば、上の二つは、非対面販売以外の場合にも当てはまると思われる（MünchKomm-VVG/*Armbrüster*, aaO(Fn. 87), § 7 Rn. 42 (Fn. 71) 以下、早へとも保険契約者の契約締結の意思表示時に、とする別の見解も紹介されている）。

- (158) *Armbüster*, aaO(Fn. 127), Rn. 974; *Stoekmeier* VersR 2008, 717, 719.
- (159) 以上の問題点については、Bruck/Möller/Herrmann, aaO(Fn. 71), § 7 Rn. 68.
- (160) この点については、Bruck/Möller/Herrmann, aaO(Fn. 71), § 7 Rn. 68. のように、危険増加に関する義務違反の効果規定が誘引モデルのもとでも正しくなっている問題は残される。
- (161) *MünchKomm-VVG/Armbüster*, aaO(Fn. 87), § 7 Rn. 45.
- (162) *Honsel* VW 2007, 359ff.
- (163) それぞれ、一種の修正された申込みとなる (Beckmann/Matusche-Beckmann/Schwintowski, aaO(Fn. 107), § 18 Rn. 29)。
- (164) Beckmann/Matusche-Beckmann/Schwintowski, aaO(Fn. 107), § 18 Rn. 29.
- (165) 保険契約者の新たな同意の意思表示を要するからである (Stoekmeier VersR 2008, 717, 719)。
- (166) この点については、同モデルの考案者である Honsel の言及による。
- (167) *H. Baumann* VW 2007, 1955ff.; Bruck/Möller/Herrmann, aaO(Fn. 71), § 7 Rn. 70ff.
- (168) 両者は、BGB 一五八条一項に基づく停止条件の履行を認める (Bruck/Möller/Herrmann, aaO(Fn. 71), § 7 Rn. 70)。
- (169) この点に対する批判については、Stoekmeier VersR 2008, 717, 720.
- (170) この点については、同モデルの考案者である H. Baumann の言及による。H. Baumann は、諸モデルのメリットとデメリットは、結局、保険者側が比較衡量をすべきの問題であるとしている。
- (171) *MünchKomm-VVG/Armbüster*, aaO(Fn. 87), § 7 Rn. 51. 一方、異論からの条件付申込みモデルの擁護については、H. Baumann VW 2007, 1955 zu Nr. IV.
- (172) 同項柱書は、「消費者が、非対面販売における契約により、又は申込みにより拘束される前の適時に、次の各号の情報が消費者の利用に供されなければならない (zur Verfügung zu stellen sein)」と規定する。
- (173) *Funck* VersR 2008, 163f.
- (174) たとえば、三日間という静的最低期間が、非対面販売の領域において既に想定されていたことがあわせて指摘される。詳細については、Bruck/Möller/Herrmann, aaO(Fn. 71), § 7 Rn. 60.
- (175) 以下については、*MünchKomm-VVG/Armbüster*, aaO(Fn. 87), § 7 Rn. 58.
- (176) Vgl. Bruck/Möller/Herrmann, aaO(Fn. 71), § 7 Rn. 60; *MünchKomm-VVG/Armbüster*, aaO(Fn. 87), § 7 Rn. 59f.
- (177) Vgl. *MünchKomm-VVG/Armbüster*, aaO(Fn. 87), § 7 Rn. 59.
- (178) これは、保険契約者の認識状態や個人的事情、主観的要素を意味しないという点に注意を要する。

- (17) Rüffer/Halbach/Schminkowski/Schminkowski, aaO.(Fn. 88), § 7 Rn. 4; Leverenz VW 2008, 392.
- (18) Vgl. Bruck/Möller/Herrmann, aaO.(Fn. 71), § 7 Rn. 60, 54; MünchKomm-VVG/Arndbrüster, aaO.(Fn. 87), § 7 Rn. 60 19. ①旅行保険や葬儀費用保険のような単純な標準的商品の場合には、署名直前に普通保険約款および諸情報を提供すれば足りる。②迅速な解約告知が可能な標準化された物保険・責任保険の場合にも、保険契約者が署名をする前に契約関係書類を一覧するための数分の時間を与えれば足り、それにより保険契約者は少なくとも何が本質的に重要であるかを知ることができる。③人保険の場合には、保険の重要性および複雑さにより、通常、数日間の熟慮期間を要する。④就業不能保険の場合には、少なくとも一日は要する、など、多数説による場合における保険類型別の具体的な熟慮期間を紹介・整理している。

- (18) Wandt, aaO.(Fn. 94), Rn. 317, 54; 適時性をめぐって他の見解によつて Leverenz VW 2008, 392; Bruck/Möller/Herrmann, aaO.(Fn. 71), § 7 Rn. 60ff.; MünchKomm-VVG/Arndbrüster, aaO.(Fn. 87), § 7 Rn. 62ff.